

原著

児童虐待防止活動における専門職者の教育的ニーズ - 沖縄県離島の場合 -

山城五月¹⁾ 前田和子¹⁾ 上田礼子²⁾ 沼口知恵子³⁾
盛島幸子⁴⁾ 池原和子⁴⁾ 仲宗根美佐子⁵⁾

要 約

【目的】本研究の目的は、沖縄県A島の児童虐待防止活動に関わる関係職種の教育的ニーズを明らかにし、教育プログラム開発の基礎資料とすることである。

【対象と方法】対象は、沖縄県A島の児童虐待症例に出会う可能性のある病院看護師、保健福祉職員、保育士、母子保健推進員、民生委員・児童委員の計576名である。方法は留置法による自記式質問紙法で、記述統計及び質的内容分析法により職種別分析を行った。

【結果】有効回答数323名であった。対象は経験年数及び年齢に幅があった。児童虐待に高い関心のある者の割合は保健師・福祉職の100%から看護師の50%まで差があった。虐待に関する就職後の教育・研修の経験は、職種により違いがあった。虐待、または疑い親子との関わりでの困難に関する自由記載ではコミュニケーション、親と連絡がとれない、関わり方等があげられた。各職種が考えた彼らに必要な能力は、アセスメント、コミュニケーション、連絡・調整、支援・ケア方法、知識、対人関係・人間性の6項目に分類できた。また、各職種が求める支援は組織内外からの相談・助言・スーパーバイズや、他機関・他職種の積極的関与、資源の充実、連絡体制・連携体制の構築、情報提供、法的権限の強化等であった。

【結論】関係職種の教育的ニーズから共通性の高い教育内容として効果的コミュニケーション、アセスメント、他機関・他職種との連携、情報共有の必要性が示唆された。

キーワード：児童虐待防止活動、専門職者、教育的ニーズ、沖縄県離島

はじめに

平成17年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数は34,472件で、統計を取り始めた平成2年度の約30倍に増加している¹⁾。これは、児童虐待が社会問題として取り上げられ児童虐待に関する国民の関心が高まってきたこと、平成12年に「児童虐待の防止に関する法律」が施行され法的に通告義務が課せられたこと、さらに平成16年の同法改正により疑わしいものも通告義務の対象になったことなどが増加要因として考えられている^{1~2)}。これまで表に出てこなかった者が顕在化したという点では、早期発見、早期介入につながる可能性があり、児童虐待防止に一步前進といえる。しかし、現代の少子化で子どもの数が減ってきているにもかかわらず、虐待を受けている、あるいは虐待の疑いがあるという子どもが増えつづけているという点では、件数の増加を問題視し、児童虐待の予防に努めなければならない。児童虐待件数の増加が深刻な米国では、近年、子どもを守るために、既に起きている虐待を発見することよりも潜在的虐待を予測すること、つまり虐待の発生を未然に防ぐことへ力

点が置かれている³⁾。

厚生労働省(2004)は、児童虐待防止対策の強化の必要性を強調し、「発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・支援」の具体的な取り組みの方向性を示している⁴⁾。しかし、現場では対応に追われ、関係職種の実践力が必ずしも相応であるとはいえない現状がある。このような対策の強化も、関係職種の実践力が備わっていなければ虐待防止の実効をあげにくい。実際に、児童虐待防止法施行後の約4年間(H12.11.20~H16.12.31)で虐待による死亡は全国で202件発生しており、その内の81.2%は児童相談所や関係機関などが何らかの形で関与していたケースであった^{5~6)}。

沖縄県児童虐待問題緊急対策検討委員会の調査⁷⁾では、児童虐待対応の中心的機関である児童相談所の業務遂行上の困難点について「業務量」(人手不足、担当ケース数の多さ)や「ケースの対応」(個々のケースの複雑さ、保護者との信頼関係形成の難しさ、親からの反発や攻撃で精神面の負担増)の他に「職員の技量・研修」(経験不足、実務経験のある職員が少ない、新任研修の不足、時間的余裕がなく外部専門的研修に参加できない)の問題が報告されている。1人で多くの業務を担い、実務経験や研修などの学習機会も少ないまま内容の重い業務を任されていることがうかがえる。他方、平成17年の児童福祉法の改正で、市町村が予防的に虐待に関わる役割が強調されるようになった。つまり、市町村担当課の

- 1) 沖縄県立看護大学
- 2) 沖縄県立看護大学大学院
- 3) 茨城県立医療大学
- 4) 宮古福祉保健所
- 5) 宮古市役所

関係者も、初期対応に関するスキル（技能）を持っていなければならなかった。平成17年度の沖縄県における児童虐待相談処理件数をみると、児童相談所が受けた児童虐待相談処理件数451件に対し市町村では528件と77件も多く、平成18年度においては児童相談所が364件と減少しているのに対し市町村は563件と増加し、児童相談所との差が200件にもなっている^{2),8)}。児童相談所の後方支援がすぐに受けられる本島に対し、離島においては、診断のために本島の児童相談所が対応するまでの期間の長期化が課題となっている。一方、市町村が予防的対応をするためには、離島での教育プログラムを通じて、児童虐待防止活動における関係職者の技術力向上（スキルアップ）と自立した実践力を有する人材の育成が課題である。教育プログラムの作成には、関係職者の教育的ニーズの把握が先決である。教育的ニーズとは、関係職者が必要とする教育内容と方法である。

・研究目的

本研究の目的は、沖縄県A島に勤務し、児童虐待防止活動を担う各種専門職者を含む関係者を対象とした教育プログラム開発の基礎資料とするために、彼らの教育的ニーズを把握することである。

・研究方法

対象は、沖縄県A島の児童虐待症例に出会う可能性のある病院看護師（助産師含む）42名、市役所健康増進課職員14名、市役所児童家庭課職員7名、福祉保健所職員5名、保育士334名、母子保健推進員53名、民生委員・児童委員121名の計576名である。データ収集は、職場毎の留置法による自記式質問紙法で、質問紙の内容は、基本属性、虐待についての関心、児童虐待に関する教育・研修とその効果、虐待のある親子、または疑いのある親子と関わった経験、児童虐待防止に必要な関係職者の能力、および支援等である。分析方法は、SPSS統計ソフトを

表1 基本属性

	病院看護師	保健師	福祉職員	保育士	母子保健推進員	民生委員 児童委員
回収数 (%)	38 (90.5)	12 (70.6)	8 (88.9)	206 (61.7)	36 (67.9)	23 (31.5)
現職経験年数						
平均	16.6年	12.6年	7.75年	16.77年	4.03年	4.97年
標準偏差	8.87	10.54	13.04	9.34	4.55	4.92
最小値	1	2	0	0	0	0
最大値	32	30	39	33	22	22
年齢						
20代	—	—	—	48 (23.3)	0	0
30代	—	—	—	19 (9.2)	8 (22.2)	0
40代	—	—	—	50 (24.3)	15 (41.7)	2 (8.7)
50代	—	—	—	60 (29.1)	9 (25.0)	7 (30.4)
60代	—	—	—	27 (13.1)	4 (11.1)	10 (43.5)
70代	—	—	—	0	0	4 (17.4)
最終学歴						
義務教育	0	0	0	0	1 (2.8)	6 (26.1)
高校	0	0	4 (50.0)	10 (4.9)	11 (30.6)	10 (43.5)
専門学校	33 (86.8)	7 (58.3)	1 (12.5)	57 (27.7)	10 (27.8)	3 (13.0)
短期大学	2 (5.3)	1 (8.3)	1 (12.5)	133 (64.6)	11 (30.6)	2 (8.7)
大学	3 (7.9)	4 (33.3)	2 (25.0)	5 (2.4)	2 (5.6)	1 (4.3)

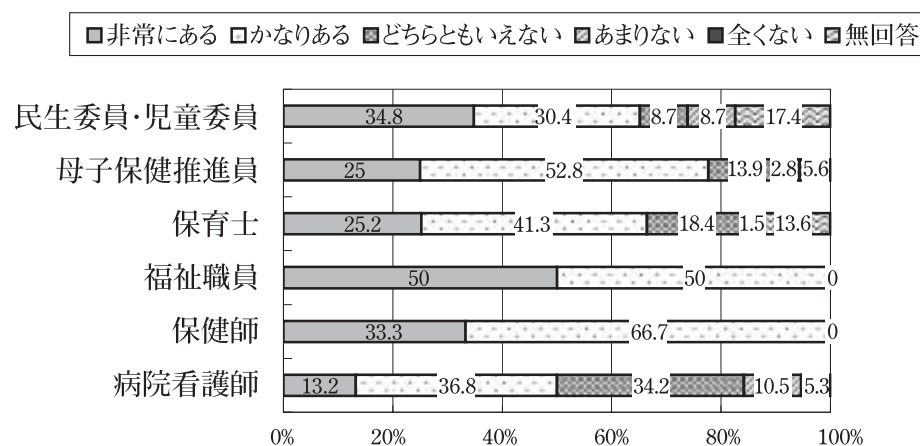


図1 児童虐待についての関心

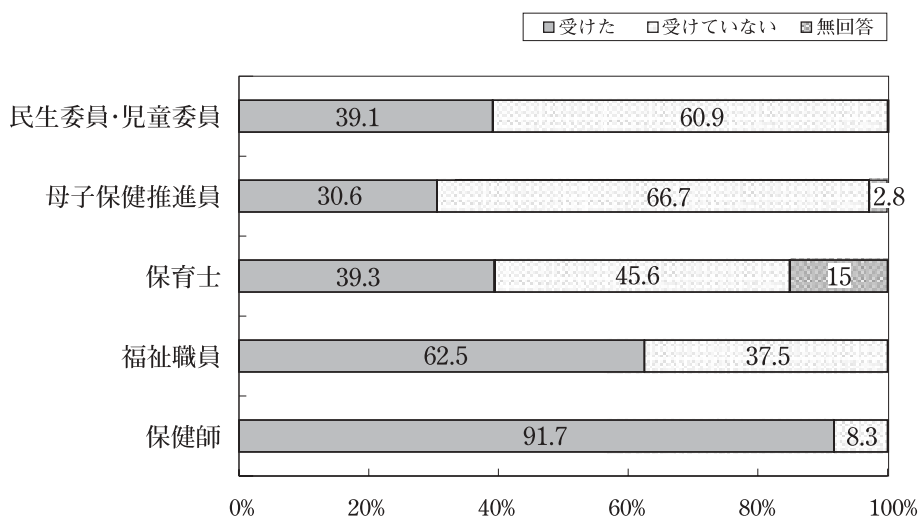


図2 就職後の教育・研修

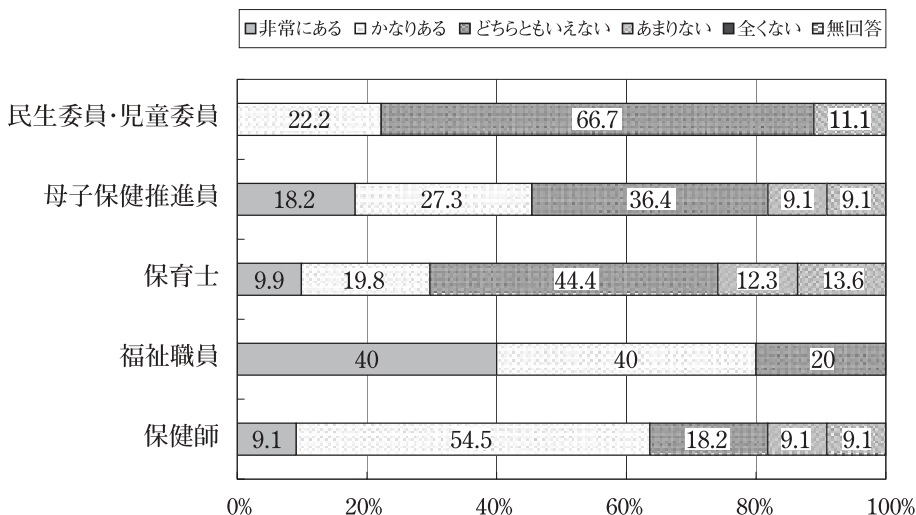


図3 就職後の教育・研修が役だったか

使用し記述統計を行った。自由記述は、キーワードを抽出し、文脈から類似性のあるものを分類し整理した。調査期間は平成18年2月 - 平成18年10月である。倫理的配慮として、質問紙とともに研究趣旨、同意の条件等を記した研究協力依頼文書を各対象者に配布し、調査協力は任意であり、断っても不利益がないこと、質問紙は無記名であること、記入した質問紙は厳重に保管され、研究終了後速やかに破棄されること、記入された質問紙および調査データや集計結果は研究目的以外に使用しないことを約束して実施した。同意は文書で得た。その際、署名はイニシャルや記号などでよいこととした。

・ 結果

回収率は56.1%であった。有効回答のあった合計323

名を分析対象とした。市健康増進課職員、市児童家庭課職員、福祉保健所職員の職種別内訳は、保健師12名(市健康増進課の保健師9名、福祉保健所の保健師3名)、福祉職員8名(市児童家庭課職員は児童相談員2名、女性相談員1名、事務職3名であり、福祉保健所職員はケースワーカー1名、事務職1名)であった。

1. 基本属性

経験年数は、1年未満から30年以上まで幅広く、ばらつきがあった。把握できた職種の年齢は、20代 - 70代と年齢層も広く、民生委員・児童委員は70代の者もあった。最終学歴は、短大、専門学校が最も多く、義務教育や高校、大学など、同じ職種でも教育的背景が異なっていた(表1)

表2 虐待がある、または疑いがある親子との関わりで困難に感じたこと - 自由記載 -

病院看護師(2名)	保健師(8名)	福祉職員(4名)
<ul style="list-style-type: none"> ・母子・家族とのコミュニケーション(2) ・帰宅後、再度虐待をしないような取り組み(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・親に会えない、連絡が取れない(3) ・電話もなく、訪問してもほとんど不在(1) ・予約しても連絡なくキャンセルされること多い(1) ・最初の関わり方(1) ・断られた後の次回の関わり方(1) ・母親の精神状態が不安定で、医療へ結びつけたいと思ったが、自覚無く難しかった(1) ・児相が母子分離の必要性を話しても、母親が児を施設にいれると死ぬと言われ、分離できない状況になった(1) ・母親の被虐待児への気持ちの変化(良い方向へ)を促すこと(1) ・性的虐待被害者はもう大人であるが、自殺未遂を繰り返している(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問して本人へ虐待であることを認識させること(1) ・事実確認ができなかったこと(1) ・母親が相談するも、離婚・別居するなどに対し、意志が弱い(1) ・所長権限で強制的に一時保護して子どもの安全を確保しつつ、その親と対応せねばならないこと(1)
保育士(10名)	母子保健推進員(2名)	民生委員・児童委員(1名)
<ul style="list-style-type: none"> ・同じ事の繰り返しで、改善がされていない(1) ・コミュニケーションが取れない(親子が地域の人ではなく他県からきた人、母親が話を聞く耳をもたない、話を聞こうとしない)(3) ・親との信頼関係の構築(1) ・保育所の行事に親子参加せず(1) ・親が子どもと一緒に遊ばないこと(1) ・スキンシップをもっていないこと(1) ・パニック時の対応(1) ・問題行為のある被虐待児への対応(1) ・母親がうつ病で心にうきずみがあった(1) ・父親からの虐待があっても母親の気持ち父親にあり、なかなか分かれる、家を与えることができなかった(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・まわりの判断と本当の姿はわからない(1) ・直接どこまで踏み込んで話ができるのか(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認(1)

()は回答数

2. 虐待についての関心

児童虐待に「非常に」及び「かなり」関心があると答えた者は、保健師、福祉職員は100%だったが、他の職種では母子保健推進員77.8%、保育士66.5%、民生委員・児童委員65.2%の順に関心の割合が低くなり、病院看護師は50%であった(図1)。

3. 児童虐待に関する教育・研修とその効果

病院看護師を除く各職種の就職後の教育・研修を受けた経験では、保健師が91.7%(12名中11名)と最も多く、次いで福祉職員62.5%(8名中5名)、保育士、母子保健推進員、民生委員・児童委員は4割弱であり、職種による違いがあった(図2)。また教育・研修を受けた者の内、その教育・研修が「非常に」及び「かなり」役だった者は、福祉職員8割、保健師6割、母子保健推進員4割で、保育士、民生委員・児童委員は2割-3割のみであった(図3)。役だった理由は「研修内容を実践で活かすこと

ができた、新しい知識を得ることができた、また知識を得ることで関心が高まった」という記載が多かった。逆に役立たなかった者の理由は、「身近に虐待事例がない」ことを76%(50名中38名)が記載していた。

4. 虐待がある親子、または疑いのある親子と関わった経験

虐待がある親子、または疑いのある親子と関わった経験のある者は、病院看護師5名(13.2%)、保健師8名(66.7%)、福祉職員5名(62.5%)、保育士16名(7.8%)、母子保健推進員2名(5.6%)、民生委員・児童委員1名(4.3%)であった。親子との関わりの中での困難に関する自由記述の結果は表2のとおりであった。「母子・家族とのコミュニケーション、再発防止、親と連絡がとれない・親と会えない、初回の関わり方、支援拒否後の関わり方、(精神状態が不安定な親、虐待の認識がない親、意志が弱い親、母子分離を否定する親)との関わり方、

表3 職種別 必要と考える能力 - 自由記載 -

	病院看護師(11名)	保健師(12名)	福祉職員(8名)	保育士(96名)	母子保健推進員(25名)	民生委員・児童委員(16名)
アセスメント	観察力(2) 情報収集(1) 判断力(1)	観察力(1) アセスメント(質問力)(1) 虐待リスクをキャッチ(1)	判断力(1) 児童の精神状態の把握(1) 地域の実態把握(1)	観察力(11) 早期発見(1) 家庭環境の把握(3) 判断力(2) 虐待を見抜く、見極める力(2) 心理状態の把握(2)	子どもたちに目配り(1) 地域の情報(1) 担当地区の把握(1) (虐待)親子を見極める力(1)	観察力(1) 虐待の早期発見(2) 判断力(対応レベル)(1)
コミュニケーション	コミュニケーション(3) カウンセリング(1)	コミュニケーション(4) 面接(2) カウンセリング(1)	コミュニケーション(1)	コミュニケーション(11) カウンセリング(1) 傾聴(5) 雰囲気作り(環境設定)(4)	コミュニケーション(4) 傾聴(5) 雰囲気作り(3)	傾聴(1) 反省や理解させる説得力(1) 相談(3)
連絡・調整	連絡・報告(1)	関係機関との連携(2) 他機関との連絡・調整(2) コーディネート力(1)	関係機関との連携(1) 対人折衝能力(1)	関係機関との連携(2) 関係機関への連絡(1) 連絡網の把握(1)		関係機関との連携(2) 関係機関への連絡(3)
支援・ケア方法	母子との接し方(1)	個別支援(1) 支援力(1) 対応能力(2)	必要な時に必要な援助ができる(1) 対応能力(1)	精神的・心理的ケア(1) 育児支援(1) 援助方法(1) 対処方法(2) 親への接し方(1) 対応、ケア能力(2)	親の手助け(1) 問題があれば声をかける(1) 秘密を守る(1)	安全第一、迅速な対応(1) 他人に別格なく接する(1) 児童の保護(1) 対応能力(1)
知識	児童虐待支援の知識(1) 子どもの心理(1) 法律・行政手続きの理解(1) 市町村ネットワークを知ること(1) 病院の取り組み(1) 資源の把握(1)	虐待に関する知識(1)	虐待に関する知識(3) 法律・行政手続きの知識(1)	虐待の知識・専門知識(9) 心理学(1)	専門的知識(1) 専門能力(1) (法律の)専門的知識(1)	専門的な知識(1) 心理学の知識(1) 関係法律の知識(1)
対人関係・人間性		信頼関係の構築(1)		信頼関係(8) 人間関係(1) 人間性(2)	信頼関係(2) 親と親しくなる(2) 地域との交流(3)	
その他	主体的学習能力(1)	自己認識(1)	主体的学習能力(1)	主体的学習能力(4)	主体的学習能力(1)	モデル(一生懸命に生きる姿を示す)(1)

一時保護した後の親の対応、養育的問題、被虐待児への対応、事実確認など」があげられた。

5. 児童虐待防止に必要な関係職者の能力

各職種が考えた彼らに必要な能力は、[アセスメント][コミュニケーション][連絡・調整][支援・ケア方法][知識][対人関係・人間性]の6項目に分類できた(表3)

[アセスメント]に関するキーワードでは、子どもの様子や親子の様子から虐待のサインを見逃さないという予防的視点での「観察」や「虐待を見抜く、見極める力」があげられた。また「判断力」は、虐待であるかの的確

な判断力、関係機関との連携の仕方の判断力、どこまで介入すべきかの判断力、状況の的確な判断力、どう対応していくかの判断力であった。[コミュニケーション]では、子どもだけでなく、保護者とのコミュニケーションがあげられた。また、じっくり話を聴くなどの「傾聴」や話しやすい「雰囲気づくり」があげられた。[連絡・調整]では、主に外部の関係機関との連絡・調整や連携であった。[支援・ケア方法]については、「支援力」や「対応能力」等であった。[知識]では、児童虐待の知識以外に、法律・行政手続き、心理学についてであり、[対人関係・人間性]では、「信頼関係」「母子、親との接し方」等であった。

6. 児童虐待防止に必要な関係職者の支援

児童虐待の問題にとりくむために、各職種が求める支援についての自由記述では「組織内外からの相談・助言・スーパーバイズ」や、児童相談所や警察の他、行政機関、教育機関、医療機関など「他機関、他職種の積極的関与」、相談場所の設置や人員配置などの「資源の充実」、各関係機関との「連絡体制・連携体制の構築」、「情報提供」、「法的権限の強化」に関する記載があった(表4)。

・考 察

対象者の特徴として、まず成人学習者であることが前提にある。向後は、成人学習者の特徴として、「自己決定性、目標指向、実用重視、人生経験からの確信があり、成人教育にあたってはこうした特徴を考慮して教育をデザインする必要がある」と述べている⁹⁾。また、学習形態(仕事、家事、育児などが生活の中心)も念頭におかなければならない。本調査対象は、新人からベテランまで経験の差がある、年齢層にも幅がある、また、専門的

表4 職種別 必要と考える支援 - 自由記載 -

職種	必要と考える支援
病院看護師 (9名)	家族・近隣者の支援(3) 相談できる場(1) 早めの通報(1) 保健所・市町村・児相の断続的、積極的関わり(3) 相談窓口を一つに(1) 関係機関の情報提供、資源活用できるような情報(1) 上司・医師・SW(2)
保健師 (12名)	児童相談所(3) 福祉保健所、児童家庭課、児童福祉課(2) 保健所の保健師の援助(1) 関係機関(警察、児相)の援助(1) 心理士(1) 虐待ネットワークの速やかで責任ある対応(1) 同僚の理解(2) 上司からの助言(2) 助言者・スーパーバイザー(1) 児相(スーパーバイズ、助言、研修会)(1) リーダーの明確化(2) 関係機関の役割の明確化(2) 人的資源の充実(家庭相談員の常勤化)(2) 担当課の積極的関与(連絡会議、事例検討会)(3) 強制力の発動(1) 親戚、近隣の援助(1) 保健師に前向きな取り組みを(1)
福祉職員 (8名)	関係機関からの援助、連携(3) 他機関(保健センター、警察、臨床心理士)の支援(2) 上司の支援(1) 地域の体制づくり(1) 相談窓口の充実(1) 地域への周知徹底(1)
民生委員・ 児童委員 (11名)	各関係機関からの指導、援助(2) 手続き上の問題(児童相談所、社会福祉協議会) (1) 宗教者へは内面的、良心の問題(1) 研修会、講習会の開催(1) 一時預かり場所の設置(1) 事例検討会の実施(児童家庭課が中心となって) (1) 社会福祉協議会(2) 児童相談所(4) 社協、児相、市児童家庭課との連絡(2) 家族の支援(1)

つづき

職種	必要と考える支援
職種 保育士 (68名)	児童相談所(26) 市児童家庭課(11) 警察(3) 保健師(6) 地域の行政機関の支援(12) 専門医(1) 児童虐待に取り組む専門家の配置(2) 子育てに関する相談員の配置(1) 関係機関(病院や児相)と保育園との連携体制(3) 上司の理解(1) 祖父母(家族)・近隣者の支援(3) 地域との連携(1) 専門家のアドバイス(4) 心理学者のアドバイス(1) 相談体制、相談場所の設置(4) 情報提供(1) 保育士の現状把握(1) 子育て支援(1) 民生委員(2) 民生委員、児童委員、婦人会による個別訪問など (1) 民生委員、児童委員などによる地域の親・子どもの把握 (2) 保育園全体での取り組み(4)
母子保健推進員 (18名)	行政に連絡の取りやすい体制をつくってほしい(1) 市、地域、行政との連携(1) 推進員同士のチームワーク、情報提供(1) 保健師との連絡(1) 保健師の訪問(1) 近隣との交流(1) 保健センターにオープンスペースの設置(1) 講習会などの開催(1) 関係機関の援助(1) 市役所(1) 民生委員・児童委員(3) 児童相談所(4) 専門医(1) 学校や教育事務所(1) 地域の保健課職員(1) 法的な立場の人の積極性(1) 地域を支える人材の育成(1) カウンセラー、保健師のアドバイス(1)

()は回答数

な教育内容の違いだけでなく、同じ職種でも異なる教育的背景をもつ職員構成であることから、個別性が高いことが推測される。職種別の能力基準を設定し、個別の能力レベルにあわせて選択できる教育内容と学習方法の工夫が必要である。

児童虐待に関する関心では、病院看護師の割合が最も低く5割のみであった。これは、前田の看護職者を対象とした先行調査¹⁰⁾の6割よりも低い結果であった。国民の関心の高さが児童虐待相談件数増加の要因にもなっているように、児童虐待防止に関わる専門職者の関心の高さは、虐待リスク者発見の増加要因にもなりうる。児童虐待に関心をもつことは児童虐待防止活動の第一歩となることを教育し、看護職者に限らず、専門職者一人ひとりの関心を高めることは重要である。

離島という地理的条件から学習機会が少ないと予想していたが、少なくとも4割弱は、児童虐待の学習機会を得ていた。しかし、保健福祉職以外の教育・研修はまだ十分とはいえない。どの関係職種も児童虐待に遭遇し、対応する必要があることから、現任教育で児童虐待の学習機会を増やし、全員に学習機会がもてることも必要である。安価で好きな時間に学習できるという面では、インターネットの積極的な活用も取り入れるべきであろう。また、将来的には、自立して人材確保ができるように地元の指導者の育成も必要であると考えられる。研修の効果についての自由記載からは、実用的な教育内容と模擬事例を使い疑似体験できる実践との関連が必要であることが示唆された。

虐待が社会問題として取り上げられるようになったのは最近のことであり、経験年数があっても、虐待事例に関わった経験や、教育経験が豊富とは限らない。難しい事例に対応できるような技術強化(スキルアップ)が必要である。例えば、連絡がとれない親への対応はどうしたらいいのか。拒否されたあとの介入はどうしたらいいのか。虐待には、虐待以外のいろいろな問題が重なっていることが多く、対応の仕方も様々である。事例や体験に基づく事例検討の機会も必要である。

関係職者が実践に必要と考える能力で共通性の高い事

柄は、[アセスメント][コミュニケーション][連絡・調整][支援・ケア方法][知識][対人関係・人間性]に分類でき、関係職者の回答がほとんどの項目に一つ以上あった。関係機関の特徴とその役割¹¹⁾から、[支援・ケア方法]では職種による違いが若干みられたが、それ以外の項目では類似した回答であった。特に[アセスメント]については、共通して虐待の早期発見の視点で捉えられていた。‘何か変’と気づいたら虐待のアセスメントをすることは重要であるが、その時点では既に虐待が起こっている可能性がある。虐待につながる可能性のある親子を対象としたリスクアセスメントが虐待の発生を予防する上では重要だと考える¹²⁾。奥山は、「疑いが子どもを救う分岐点である」と述べており¹³⁾、虐待は誰にでも起こりうるものであることを意識し、虐待の予防的スクリーニング・アセスメントが大切である。

全職種が他機関、他職種の支援を必要と考えていた。児童虐待は子ども自身の特徴、親の要因、家庭の状況等その要因も複数からなることが多く、一個人、一機関で対応しきれるものではない¹⁴⁾。しかし、お互いの必要性を感じながらも、なかなか実現の難しいのが連携ではないだろうか。畑下は、保健師を対象とした先行研究の中で「虐待問題は、対象のプライバシー保護や情報の取り扱いに厳重な注意を要する問題であり、保健・医療・福祉の縦割り行政においては、ほかの健康問題と異なり機関や職種間の連携が機能しがたい」と述べている¹⁵⁾。なぜ連携が必要なのか、どのような連携が必要なのか、関係機関の共通認識のもとで役割分担をし、連携体制をつくる必要がある。また、連携を成功する一つの鍵としてお互いの情報共有は不可欠である。英国のHM Governmentは、情報共有の重要な理由の一つに、多くの深刻な事例検討における重要因子として「情報を記録せず、共有せず、あるいは共有された情報の重要性を理解せず、明らかな、または疑いのある虐待やネグレクトに関して適切な行動をとらないこと」を述べている¹⁶⁾。それゆえ、情報共有が虐待の発生予防、あるいは再発や重症化の防止につなげるために重要であることや取り扱い上の規則について学ぶ必要がある。

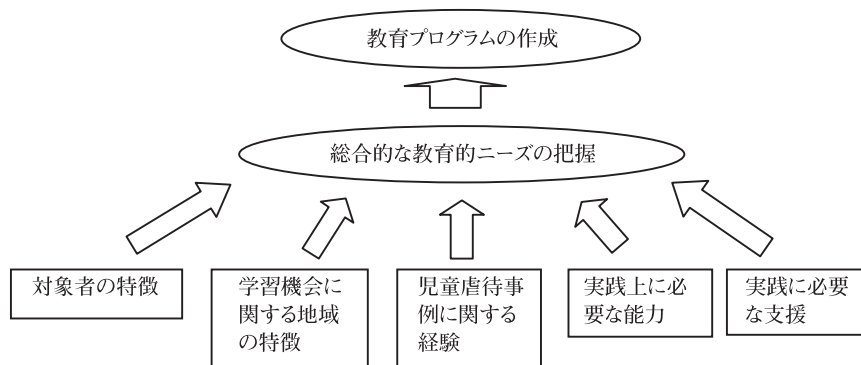


図4 教育プログラム作成までのプロセス

教育プログラム作成までのプロセスは図4に示すとおりである。関係職者の教育的ニーズの把握は、[対象者の特徴][学習機会に関する地域の特徴][児童虐待事例に関する経験][実践上に必要な能力][実践に必要な支援]を総合的に捉えることが必要である。関係職者の教育的ニーズから共通性の高い教育内容として、(1)効果的コミュニケーション、(2)アセスメント(子どもの成長発達、生育歴、社会的背景の面などのリスクアセスメント含む)(3)他機関、他職種との連携、(4)情報共有、の必要性が示唆された。

結論

対象者の特徴を理解し、各職種に共通して必要な能力、専門職固有に必要な能力を身につけるような教育内容の検討が必要である。

インターネットの活用や、学習教材の作成など、離島においても学習できる方法の検討が必要である。

児童虐待事例の経験を活かし、支援困難だった事例などの模擬事例を作成し、ロールプレイによる疑似体験や支援方法についてのディスカッションなどを取り入れることが必要である。

限られた人材での連携、協力、チームアプローチの重要性を理解し、その能力を身につけることも必要である。

研究の限界：本調査では教育機関(学校)が対象に入っていない。教育内容については、関係職者の教育ニーズから導き出したものであり、社会のニーズと照合し、最終的に教育プログラムを作成する必要がある。

謝辞

本調査にご協力下さった、各関係機関の施設長および関係職種の皆様方に心より感謝申し上げます。(本調査は、平成17-19年度科学研究費補助金交付を受けて実施した「Child Abuse防止のアクションリサーチ」の一部であり、第71回日本民族衛生学会で一部、第12回聖路加看護学会で一部を発表した。)

文献

1. 厚生労働省：平成17年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数等(平成17年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)【平成18年10月6日公表】より抜粋)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv10/index.html>
2. 沖縄県福祉保健部：福祉保健行政の概要. 131、2006
3. Barri L. Adams : Assessment of Child Abuse Risk Factors by Advanced Practice Nurses, Pediatric Nursing, 31(6) : 498-502、2005
4. 厚生労働省：児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について(平成16年)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-01.html>
5. 厚生労働省：児童虐待防止対策の現状と取組について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv02/pdf/data.pdf>
6. 厚生労働省：児童虐待による死亡事例の検証結果等について「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第1次報告(平成17年)
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0428-2.html>
7. 沖縄県児童虐待問題緊急対策検討委員会：児童虐待防止に向けての緊急提言 ~未来を担うおきなわの子どもたちのために~、10、平成17年9月
8. 琉球新報：市町村への相談急増 児童虐待での役割拡大、2007年6月13日
9. 向後千春：成人教育の特質によってeラーニングをデザインするための予備的な考察、大学教育学会第27回大会発表要旨集録、85-86、2005
10. 前田和子、山城五月、下中壽美、上田礼子、原健太郎、宮澤純子：児童虐待に関わる周産期病棟・NICU看護職者にもとめられるコンピテンシー - 沖縄県看護職者の経験と認識 -、沖縄県立看護大学紀要第8号、39-47、2007
11. 沖縄県：子どもの虐待に対応する関係機関のための手引き~よりよい連携を目指して~、5-4、2003
12. Department of Health, Home Office, Department for Education and Employment : Working Together to Safeguard Children. 1999. 松本伊智朗、屋代通子訳：子ども保護のためのワーキングトゥギャザー 児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン. 56 - 60、医学書院、2002
13. 奥山真紀子：子ども虐待を疑う症状・サイン、看護学雑誌, 65(11) : 1033、2001
14. 庄司順一：子ども虐待の理解と対応 子どもを虐待から守るために、140-141、東京、(株)フレーベル館、2007
15. 畑下博世、笠松隆洋、鈴木美砂子、平尾恭子：虐待への保健師の介入実態と研修の必要性に関する検討、保健師ジャーナル、60(11) : 1098-1104、2004
16. HM Government: What to do if you 're worried a child is being abused. Every Child Matters. 56-61. 2006

Educational Needs of Professionals in Child Abuse Prevention: One of Okinawa Islands in Japan

Satsuki Yamashiro¹⁾, Kazuko Maeda¹⁾, Reiko Ueda¹⁾, Chieko Numaguchi²⁾
Sachiko Morishima³⁾, Kazuko Ikehara³⁾, Misako Nakasone⁴⁾

[Background] Due to amendment of the child abuse prevention law and child welfare law, the role of professionals in relation to child abuse prevention has expanded and diversified. Therefore, education to enhance of knowledge and skills is required.

[Object] The purpose of this study was to clarify educational needs of professionals in relation to child abuse prevention activity in an island in Okinawa, and to obtain basic material of the education program development.

[Methods] A total of 323 professionals volunteered to participate (nurses, public health nurses, welfare staff, maternity and child health promoter, and social workers). Participants completed questionnaires. The data was analyzed by using descriptive statistics and content analysis techniques.

[Results] There were a wide range of ages and working experiences, and educational backgrounds in participants. All of the public health and welfare professionals reported interest in child abuse prevention, yet only half of the hospital nurses in the pediatric and the ambulant units did so. Educational and training experience after employment showed differences depending on the occupation. The difficulties in taking care of abusive parents and their children were in the items 'communication', 'out of contact with parents', and 'how to deal with'. The competencies participants perceived to be required in their practice consisted of 6 items such as 'assessment', 'communications', 'referral/coordination', 'caring and support', 'knowledge', and 'interpersonal relationship/humanity'. Also, supports needed were 'consultation, advice and supervision from the inside and outside of the organization', 'positive participation of multiagencies and any other professionals', 'sufficient resources', 'systems for the referral and 'working together', 'information sharing', and 'strength of privilege'.

[Conclusion] This study suggests that effective communication, assessment, working together with other organizations and occupations, and information sharing are required as educational contents for professionals.

Key words : Child abuse prevention activity, Professional, Educational needs, Okinawa

1)Okinawa Prefectural College of Nursing

2)Ibaraki Prefectural University of Health Science

3)Okinawa Prefectural Miyako Health Center

4)Miyako City Hall